

令和4年度消費生活用製品安全法の規制対象品試買テスト結果の概要

令和6年8月
経済産業省
製品安全課

1. はじめに

消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下「法」という。）は、同法で指定する品目（以下「特定製品」という。）について、経済産業大臣に届け出た上で製造又は輸入の事業を国内で行う者（以下「届出事業者」という。）が自らの責任で経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（昭和49年通商産業省令第18号）に規定する技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合させることを義務付けています。その上で、届出事業者はこうした法的義務を果たしたことを示すため、当該特定製品にPSCマーク¹を表示します。これにより、当該届出事業者等が販売することが可能となります。

規制当局として、届出事業者等が法的義務を適切に履行しているか確認するため、委託事業により、技術基準の不適合が強く疑われる製品又は事故が多い製品を中心に特定製品を購入して、技術基準を満たしているかどうかの確認等を行う「試買テスト」を毎年度実施しています。

試買テストの結果、違反が疑われる製品については、当該製品を製造し、又は輸入した事業者はその旨を通知し、事実関係の調査等を実施した上で必要と判断された事案について、当該事業者等において適切に是正して再発防止対策を講ずるよう指導しています。

結果の公表は、情報を広く共有化することによって、類似事案の未然防止を図るなど、届出事業者等における自主的な安全確保活動の向上を促進するために行うものです。

2. 試買テストの調査項目

①法第11条第1項に基づく技術基準への適合義務に係る確認

試買した特定製品が技術基準に適合しているかを確認します。

②法第13条に基づく表示の確認

試買した特定製品にPSCマークが表示されているかを確認します。

¹ PSCマーク：特別特定製品 、特別特定製品以外の特定製品



3. 試買テストの結果

(1) 試買テストの対象

令和4年度の試買テストは、合計5品目、38機種に対して行いました。

品目	機種数
乳幼児用ベッド	5機種
携帯用レーザー応用装置	7機種
乗車用ヘルメット	16機種
石油ストーブ	5機種
家庭用の圧力なべ及び圧力がま	5機種

(2) 試買テスト結果の概要

38機種中25機種について、不適合が確認されました。

品目	機種数	うち技術基準 への不適合	うち表示の不 適合
乳幼児用ベッド	5機種	4機種	3機種
携帯用レーザー応用装置	7機種	4機種	0機種
乗車用ヘルメット	16機種	11機種	0機種
石油ストーブ	5機種	4機種	0機種
家庭用の圧力なべ及び圧力がま	5機種	2機種	0機種

4. 技術基準に適合しない事案が確認されたものに対する対応

今回の試買テストで確認された不適合事案については、管轄する経済産業局等が届出事業者等にその内容を通知し、事実等に関する確認を行い、必要に応じて是正のための改善指導等を行っております。

再発防止のための対策が適切に行われているか、法令遵守状況についてフォローアップも行うこととしています。

※技術基準等に不適合が確認された事案の概要は以下リンク先で参照できます。

[\(別添資料\) 不適合が確認された事案の概要](#)